国土交通大臣 井林 辰憲 殿

令和 8 年 11 月 26 日
国民民主党

自賠責保険の賦課金に関する申し入れ

平成 6 年度以降、自動車ユーザーが負担した自賠責保険料を原資とする自動車安全特別会計から、一般会計に総額 1 兆 1,200 億円が繰り入れられた。我が党は、交通事故被害者団体、自動車産業・ユーザー関連団体、自動車総連等からの要望を受け、未返済額の繰り戻しを求めてきた結果、令和 7 年 12 月に成立した令和 7 年度補正予算において、一般会計に繰り入れられていた未返済額約 5,741 億円の全額繰り戻しが予算措置され、その後、全額繰り戻しが実現した。これにより、自動車事故の被害者支援及び事故防止対策を安定的かつ継続的に実施するための財政基盤が大きく強化された。

これまでの間、一般会計からの繰戻しが十分に進まず、被害者保護増進等事業を実施するために、積立金を取り崩しながら財源を確保してきた。こうした状況を受けて、自動車事故被害者とそのご家族から、将来にわたり安心して被害者保護増進等事業を継続できる体制を整えたいとの切実な要望を踏まえ、自動車ユーザーに新たな負担を求める苦渋の決断として「賦課金」の導入が決定された。このような賦課金導入までの様々な経緯に鑑みれば、「賦課金」の運用及び負担水準を検討するにあたっては、被害者支援の安定的な継続とともに、自動車ユーザー負担を可能な限り抑える視点が極めて重要である。

一方、事故１件あたりの保険金支払額の増加や物価・労務費の上昇等を背景として、令和 8 年 11 月 1 日以降に保険期間が始まる契約から、自賠責保険料が引き上げられている。賦課金とは別の改定ではあるものの、自動車ユーザー全体の負担は増加している。

加えて、一般会計から約 5,741 億円の全額繰戻しが実現し、積立金の運用環境も変化するなど、賦課金導入時とは財政状況が大きく変化している。こうした環境変化を踏まえ、政府として、令和４年６月の「賦課金」導入が決まった自動車損害賠償保障法（自賠法）の改正時に衆議院及び参議院で付された附帯決議等に基づき、必要な被害者支援を着実に継続するとともに、自動車ユーザーの負担軽減を図ることが求められている。

自動車事故被害者への支援の充実と自動車ユーザーの負担軽減を両立する観点から、以下のとおり要請する。

＜記＞

1. 自動車安全特別会計をもとに実施される被害者保護増進等事業については、必要な被害者支援等を適正に行うこと
2. 被害者保護増進等事業費の予算計上にあたっては、各事業にかかる費用及び運用益収入を精査し決定すること
3. 自動車ユーザーから徴収している賦課金について、一括繰戻しが実現した事、積立金の運用状況が大きく改善傾向にある事等を踏まえ、令和 4 年 6 月の自動車損害賠償保障法（自賠法）の改正において、国会の総意である衆・参両院で附帯決議された内容「積立金の運用状況が大幅に改善される等の環境変化が生じた場合は、賦課金水準の引下げを図るなど、自動車ユーザーの負担軽減を図ること」を履行し、現行水準の賦課金を引下げること

以　上